

2022 年度第2回ルール委員会議事録

開催日時:2022年12月4日(日)10:00~16:00

開催場所:オンラインミーティング(ZOOM)

参加者 :増田委員長、加藤副委員長、今津副委員長、藤井副委員長、古川委員、
石川(雅) 委員、岡部委員、富松委員、木内委員、日下部委員、高野委員、
坂元委員、林委員、渡辺(勝)委員、稲葉委員、田中委員、柴沼委員、
山口委員、岡嶋委員、浅田委員、渡辺(範)委員、前園委員、大村委員、
村松顧問委員

【記】佐藤(厚) 計 25 名 ※順不同

はじめに 佐藤百一さん、河野博文名誉会長 に黙祷

増田委員長挨拶

1. <審議>NJ NU 緩和措置 藤井副委員長

- ・新型コロナウイルスの影響により、2020 年および 2021 年は多くの国内大会が開催されなかったことに鑑み、NJ・NU 規程の規定に基づき、当該認定要件緩和措置を行ってきたが、2022 年以降は、感染拡大防止対策を講じつつ、国内大会の開催状況が 2019 年以前の水準にまで概ね回復していることから、現行の認定要件緩和措置に対する、更なる追加措置は行わないことについて提案され、次の事項について説明がなされた。
- ・緩和措置の対象となり、2023年6月まで更新期限が延長されているのは、NJA15名、NJB9 2名、NU3名。
- ・今後、ルール委員会 HP に公示することにより再周知するとともに、上記対象者あてに個別に資格の充足状況を照会する。
- ・さらに、要件を充足していない場合、ルール委員長が特に認めた行事において一定の実績を有する場合には、NJ・NU 規程施行細則1.(3)および2.(3)の規定に基づき、該当する行事を「審判実務経験」に換算することとする。
- ・「該当する行事」については、本人から申し出があったものについては、資格更新の意思を尊重するとともに新型コロナウイルス情勢がやむを得ない事由に当たることなども考慮した上で、できる限り柔軟に認められるよう対応する。例えば、地元等でのルール講習会の講師としての経験、JSAF ルール委員会が主催するルール講習会の受講、水上でのレース運営なども認める(2021 年度第 2 回 RRC にて審議済み。)。なお、ジャッジ・クリニックまたはアンパイア・クリニックへの参加実績は、回数に制限無く、1 回につき 1 回相当の「審判実務経験」に換算する。

→採決の結果、本件は提案通り承認された。

棄権 1 名

<意見>

- ・ルール委員長が特に求めた行事への参加を「審判実務経験」と認めることについて、今回の緩和処置が想定しているのは更新の猶予期間のみである。
- ・コロナの影響であるかどうかを見極める必要がある。

2. <協議>Subject to の訳語について 田中委員

・「Subject to～」は「～の支配下にある、～の承認を受ける必要がある」という意味で、ルール用語では「～に従わなくてはならない」と訳すことが多いが、文脈によっては、当該項目で規定している条件に対する「制約、限定、条件付け」を課するような用法である場合がある。よって、単純に「～に

従って」と訳すと、誤訳とまでは言えなくても、正確ではない訳になってしまうことがある。

<補足>

増田委員長

・現行の翻訳の見直しはおよそ来年 12 月頃まですることができる、それ以降は翻訳作業が中心になる。ほかにも見直しなどあれば、提言して欲しい。

<意見>

- ・これまでの翻訳の基本は、誤解が無いように意味が伝わること、次に、使用する用語は統一するように、という方針だったが、見落とされていた可能性がある。
- ・改善の仕方について、正誤表を作成するのか、どういった表現をするのか、(例:「従った上で」、「従うことを条件に」など)検討する必要がある。

→本件は引き続き規定管理小委員会で検討する。

3. <協議>NJ NU 実績管理システムについて 加藤副委員長

ジャッジ活動状況と課題の把握、および OA による大会ジャッジ募集と共に、ジャッジ育成と公平性を確保した大会ジャッジ/アンパイア候補者抽出機能を持った、NJNU マネジメントシステムを構築し、将来にわたって安定的なジャッジ養成のしくみを構築する。

<補足>

増田委員長

- ・ジャッジをアポイント出来るのは OA のみ、または JSAF 主催もしくは共催の大会のため、OA が大会ジャッジのアポイントを JSAF に依頼するという機能は不要ではないか。
- ・大会の OA からルール委員をジャッジとして派遣して欲しいという依頼があった場合、交流・情報共有のためという目的で、1 名を推薦してきた。アポイントは OA がする。

<意見>

- ・個人情報の扱いになるため、閲覧者、使用者をどこまでにするか留意する必要がある。
- ・個人情報を記載して良いか確認をとり、詳しくは小委員会に問合せいただく形式をとるのはどうか。
- ・外洋とも協力
- ・情報が二重管理になり、却って(事務局等の)負担が増えないようにする。

→今回の意見を参考に引き続き進めて行く。

4. <報告>小委員会活動報告・計画

4.1. ジャッジ小委員会 …古川小委員長

- ・A 級ジャッジ認定講習会1件(佐賀県)、B 級ジャッジ認定講習会 1 件(江の島)、いずれも対面にて開催予定。
 - A ジャッジ認定講習会の対面開催の責任は JSAF にあるため、開催にあたっては開催地と相談し、会場の広さや換気などの対策をとる。
- ・B 級認定講習会について。
 - 聴講したい、資格はいらぬがテストを受けたい、などの参加希望者がいる場合、その人の申込みは「ルールのお店」を通さず、当日現金での集金にする(現地費用分 1500 円のみ)。JSAF への振込などは必要無し。
 - *参考 ルールのお店での申込金:3000 円(カード発行料 1,000 円、認定料 500 円含む)
- ・ジャッジクリニックについて
 - ZOOM でのジャッジクリニック内容の打合せ日時が決定したら、ルール委員会全体に共有

する。

・B 級ジャッジのためのステップアップクリニックについて

→A 級ジャッジは B 級の学習に影響しないよう配慮するのであれば参加できるという方針で、小委員会において検討する。

4.2. アンパイア小委員会 …… 今津小委員長

- ・アンパイア制レースの実施状況について、一部中止されたものもあるが、概ね開催されており、ほぼコロナ前の水準にもどったと思われる。
- ・NU 認定講習会を 12/16-18 に伊藤園クリスマスマッチに合わせて実施予定。
- ・フリートレースアンパイアマニュアルの日本語訳の作成や海外におけるアンパイアリング事情の報告会の開催、フリートレースアンパイアリング講習会の実施などについて報告された。

4.3. IJ IU 育成小委員会 …… 増田小委員長

- ・目標: IJ セミナー/テスト及び IU セミナー/テストの合格者を輩出する。
- ・2023 年 10 月の IJ セミナー@韓国への参加を検討。国体の日程と重なるため、IJ 受講の候補者は国体の参加者から外す。引き続き情報を収集する。

4.4. 外洋規則小委員会 …… 日下部小委員長

- ・外洋(艇)レース特有かつ重要な RRS、OSR 等関係規則の関係者周知、外洋(艇)レース普及支援、外洋艇推進グループにおける活動、外洋(艇)レースジャッジの発掘、育成などの活動内容について報告された。

4.5. 規定管理小委員会 …… 藤井小委員長

- ・各種規則・規程等の日本語訳の作成、公表の状況について報告された。
- ・ルールブックアプリについては、WS から 2023/1/1 発効の RRS 緊急改定が正式に公表され次第改訂対応する予定。
- ・また、Submission の新規提案及び意見形成、次期 RRS の翻訳に向けた事前準備、WS の新規・更新ドキュメントの監視、総務委員会の情報収集などの活動について報告された。

4.6. 普及小委員会 …… 加藤小委員長

- ・普及事業の見直しについて活動状況が報告された。
- ・これまでの仕組みを見直し、①愛好者への働きかけ【ルールへの入り口】 ②ルールの知識を確認する力試しの場【ルール検定制度】 ③知識習得の場、ルール検定の補完【ルール講習】の 3 段階の取り組みからなるルールの普及の仕組みを目指す。
- ・今年度のルール講習会は、上記を踏まえて「新たなルール講習の試行」として、初級・中級・上級の 3 つのレベルの講習を実施する。
- ・外洋においても重なるところがあるので、進行があつたら教えてもらいたいとの意見あり(日下部外洋規則小委員長)。

5. <報告> World sailing 年次総会

5.1. <報告> WS 年次総会_IUSC ほか …… 今津副委員長

- ・IU セミナーの内容見直しについて

→技術を学ぶ場とペーパーテストの場を分けて行うことになった。

5.2. <報告>WS 年次総会_サブミッションについて …… 増田委員長

- ・JSAF から WS へ提案していた 3 件のサブミッションがいずれも承認されたことが報告された。
- ・また、2023/1/1 付の緊急改定となったサブミッション 026-22 については、WS よりエラーを見つけてくれたことについて感謝された。

6. ケース研究

6.1. 規則 42 スカル

- ・次回へ

6.2. 調停について …… 田中委員

- ・「調停の手順」調停を取り扱うジャッジのためのガイド→使用の際、大会におけるポリシーを考慮する。
- ・スライド15 抗議者に規則違反があったという意見を述べた時→調停員が審問の取り下げを認めるかどうか。「審問においてパネルが決めます」と伝える方法もある。自分のペナルティを隠すために取り下げるのは認めないが、取り下げを認めるべきでは無いと、決めてよいのか。取り下げを認めない理由は伝えない方が良いのか。

6.3. 規則69事例

- ・次回へ

7. その他

7.1. <報告>事務局からの報告 …… 加藤事務局長

- ・ジャッジの資格状況(資格者数・年齢別・居住地別)について報告された。
- ・資格者数 NJA208名(男性198名、女性10名)、NJB751名(男性592名、女性135名)
うち、NJA …… 年齢不明者 1名
NJB …… 性別、生年月日不明者 24名

<意見>

次回、アンパイアの集計もお願いしたい。

以上